

〈1〉中国の両用品目輸出管理における最近の動向

―両用品目輸出管理における海関（税関）の質疑関連事項
についての公告の公表

―複合的な措置によるレアアース管理・規制の強化の動き

CISTEC 事務局

①両用品目輸出管理における海関（税関）の質疑関連事項についての公告の公表

- ―レアアース管理一環の水際における税関確認強化の動き・税関権限の拡大か
- ―輸出事業者に対する過大な負担・レアアース磁石の輸出の更なる遅滞の懸念も
- ―磁石以外の製品にも税関確認の動きが波及

②複合的な措置によるレアアース管理・規制の強化の動き

- ―従業員名簿の提出の要求（レアアース専門家の行動監視・機密情報の漏洩防止）
- ―機密情報の要求（知的財産の盗用懸念も）
- ―レアアース製品の追跡管理システムが稼働等

税関総署公告2025年第123号：別添 ※
CISTEC 仮訳

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/6577952/index.html>

今回の発表では、本公告の冒頭に「両用品目輸出管理における海関（税関）の質疑業務をより一層最適化するため…」とあり、税関における両用品目の輸出管理業務の整備の一環とみられるが、その背景の一つには後述するような本年4月4日に実施されたレアアースの輸出規制に伴う税関実務の混乱への対応というものもあるように思われる。さらに、本公告の内容を、これまでの税関業務の範囲と比較すると、中国商務部から一部の業務が委譲され権限が拡大しているという見方もできる。

①両用品目輸出管理における海関（税関）の質疑関連事項についての公告の公表

今般、中国税関総署は、《中華人民共和国海関法》《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》等の規定に基づき、両用品目輸出管理における海関（税関）の質疑関連事項についての公告を公表し、両用品目輸出時の税関における質疑業務の詳細を明らかにした（2025年6月16日）。

1. 本公告の概要

本公告では、両用品目の輸出に際し、両用品目輸出許可証未提出で通関検査を受けている輸出貨物に対して、税関が両用品目の規制対象品である可能性を示す証拠を持っている場合、税関は荷主に対し質疑を行う義務を課し、また荷主に対しては必要書類の提出を義務付けるなど、税関での両用品目の通関業務の詳細を定めたものである。

具体的な内容は以下のとおり。

①税関における荷主に対する質疑（質疑通知書）

国家輸出管制管理部門が発行する輸出許可証が提出されていない場合で、輸出貨物が規制対象となる両用品目に該当する可能性があることを示す証拠を税関が有している場合、税関は荷主に対し質疑を行わなければならない（質疑通知書の発行）。

②荷主による書類の提出（質疑通知書の受領日から7営業日以内）

税関に対し以下の書類を提出しなければならない（荷主はその真正性について責任を負う）。

- （1）通関申告書（書面）；
- （2）輸出貨物の契約書；
- （3）状況説明（貨物の性能指標、主要用途及び輸出管理範囲に該当しないと考える理由等を明記）；
- （4）検査・試験報告書等の関連技術資料；
- （5）監督管理上の必要に応じて税関が提出を求めるその他の資料。

③税関による判定・処理（質疑・組織鑑別結果通知書）

税関は提出書類に基づき判定を行う、又は組織鑑別¹を提起し、法に従い、次の状況に応じてそれぞれ処理する（質疑・組織鑑別結果通知書の発行）。

※荷主は通知書の送達日より5営業日以内に陳述、弁明を行う権利の行使が可能（付属文書2）。

- （1）両用品目輸出許可証の取得は不要と判定した場合は、企業にその後の手続きを行うよう通知する。
- （2）両用品目輸出許可証の取得が必要と判定した場合、輸出貨物の通関を許可せず、且つ法に基づいて処理する。
- （3）両用品目に該当するか否か判定できない場合、国家輸出管制管理部門に鑑別申請を行い、鑑別結果に基づいて法に従い処理する。

④鑑別又は質疑の期間に税関は輸出貨物の通関を許可しない。

2. 本公告が関連する背景、懸念点等

中国商務部は本年4月4日にサマリウム、ガドリ

ニウム等の7種のレアアース関連製品の輸出規制を実施している。中国商務部は「国家の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行すること」とされていたが、4月2日の米国における「相互関税」を発表の翌3日には中国商務部は談話で「相互関税に断固反対し、自身の利益を守るために対抗措置を取る」と表明していた。米中の関税協議においても、中国は自国によるレアアースの優位性からそれを経済的な武器としている。

■ CISTEC 解説（2025.4.7/ 同 4.24）

米国による相互関税発表（4/2）後の中国による対抗的規制動向（改訂版）

—米国からの全輸入品に対する34%の追加関税措置等

—7種類のレアアース関連製品の輸出規制の導入

—防衛関連等の米国企業11社を信頼できないエンティティリストに追加

—米国企業16社を輸出管理規制ユーザーリストに追加

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250407.pdf#page=6

（上述の解説に記載のとおり）本規制においては、鉱物資源の輸出規制に関わるものとして、（再輸出規制を含め）これを含有、使用した製品も規制対象となる懸念があった。実際に、本規制開始後には、産業界から「規制対象の鉱物資源が含有されていないことを説明する資料の提出が必要で、一時的に出荷が停止されている」という声も聞かれ、報道においても、「レアアース磁石の出荷が停止し、レアアースそのものだけでなく、合金や少量のレアアースを含む製品も規制の対象になり、輸出品の多くに許可製が適用される」ともされていた。

その後、本規制を受けて、4月21日、中国商務部よりQAが公表され、規制対象の鉱物資源を含有する場合に規制対象となる製品事例や、規制対象品目の具体的な含有量を示しつつ、少量の混合物（含有

¹ここに言う「組織鑑別」とは、商務部の関連鑑別部門が、貨物の申告情報、関連書類および製品特性などを総合的に検討し、輸出貨物が管理の対象となる可能性があるか否かを評価することと解釈されている。（呉欣潼「两用物項出口管制中の鑑定と組織鑑別問題」 微信・蘭迪関税争議与進出口合規 2025年3月19日）

https://mp.weixin.qq.com/s/?__biz=Mzg2MDY3ODc1Nw==&mid=2247499368&idx=2&sn=6872e308be81ba595b80a9cdc21f200d

量が0.5%、0.15%等）であっても規制対象となるとされており、様々な重要製品に必要不可欠な鉱物資源に関し、その運用は世界のサプライチェーンを揺るがす異例なものとなっている。

■ CISTEC 解説（2025.4.23）

中国商務部による希土類関連品目等の両用品目に関する QA について

- ー タングステン、黒鉛、希土類等など規制対象品目を含有・使用する場合の識別
- ー HS コードを用いた識別可否など輸出許可申請に関する一般的な事項

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250423.pdf

①税関における検査業務強化の根拠となる懸念

レアアース規制における税関現場の実務では、本来規制対象ではない「（税関当局は）高性能でないレアアース磁石の一部について輸出を停止している」（ロイター2025.5.27）という報道もなされ、（同報道では）政府の輸出規制の適用方法を巡る混乱が要因とされていた。

上述のとおり、規制対象の鉱物資源を含有する製品も規制対象であるとしている所、両用品目輸出管理条例では、例えば、規制対象となるレアアース磁石は「1C902.a.4 サマリウム・コバルト永久磁石材料」という形で規定されている一方、税関では輸出貨物に関し、HS コードでの輸出申告となることから、（両用品目輸出管理条例と異なり）規制対象となるレアアース毎にコードの割り振りを行っていない関係上、規制対象となるレアアースが含有、使用されているか否かを確認する為、規制対象でないレアアース磁石も含めて停止している可能性も考えられる。

本公告の内容は、輸出管理法第19条第2項及び両用品目輸出管理条例第22条に基づく税関の権限内容を具体化したものであり、その詳細を明確化することで税関現場の混乱を緩和しようとする動きもあると思われるが、他方で、荷主に対し過剰な管理を求める根拠となることも明らかであり、検査業務の強化や輸出事業者の負担が増加されるものである可能性もある。

（参考）輸出管理法及び両用品目輸出管理条例（抄）※ CISTEC 仮訳

○輸出管理法第19条第2項

第十九条 ～（略）～

貨物を輸出する荷主が海関（税関）に国家輸出管制管理部門が発布した許可証を提出せずに検査を受け、海関（税関）が証拠をもって輸出する貨物が、輸出管理の範囲に該当する可能性があると明らかにした場合は、貨物を輸出する荷主に対して質疑を行わなければならない；海関（税関）は国家輸出管制管理部門に組織鑑別を提起し、また国家輸出管制管理部門が出した鑑別結論を根拠として法に基づいて処置することができる。鑑別あるいは質疑を行っている期間、海関（税関）は輸出する貨物の通関を許可しない。

○両用品目輸出管理条例第22条

第二十二條 輸出貨物の荷主が國務院の商務主管部門の交付した許可証を海関（税関）に提出していない、またはありのままに提出して審査を受けておらず、輸出貨物が両用品目の輸出管理の範囲に属す可能性のあることを示す証拠を海関（海関）が持っている場合、輸出貨物の荷主に質疑を行い、輸出貨物の荷主は海関（海関）に輸出貨物の契約書、性能指標、主要用途等の証明資料を提供しなければならない。質疑を行っている期間、海関（税関）は國務院の商務主管部門に組織鑑別を提起し、國務院の商務主管部門が作成した鑑別結論に基づいて法に従って処理することができる。質疑、鑑別の期間、海関（税関）は輸出貨物の通関を許可しない。（以降省略）

本公告における質疑や書類提出に関しては、上記のとおり、両用品目輸出管理条例第22条に基づき実施することは可能となっていたが、具体化した本公告では輸出申告日からの質疑通知書の発行までの期間や、（荷主による書類提出後の）判定・処理を行う期間に定めがない（他方で荷主に対する書類提出や陳述等を行う権利行使の期間は非常に短い）。これを根拠として、「経済的武器」であるレアアースの輸出を水際において意図的に遅延させることも可能で

あるし、様々な情報を「監督管理上の必要な情報」として求めることも可能である。

②税関の権限拡大となる懸念(商務部から委譲か?)

両用品目の輸出管理に関し、税関の権限は（上記のとおり）両用品目輸出管理条例第22条に規定されている。同条の規定では、疑義があれば、①荷主に質疑を行う、②荷主は追加書類を提供する、③質疑期間中、税関は商務部に鑑定を提起し、その鑑定に基づいて処理することができる、とされている。この点に関し、これまで追加書類の提出後の税関での処理手続きが明確に規定されていなかったが、今回の公告において、「(税関は)両用品目輸出許可証の取得が必要と判定した場合、輸出貨物の通関を許可せず、法に基づいて処理する」として、税関における許可証の取得可否の判断の権限が明確に規定された形となっている。要すれば、商務部が関与せずとも、税関の専断で輸出貨物の該非や、それに基づく通関可否判断が行えることが明確にされた形である。

現状、上述のとおり、鉱物資源を含有、使用した製品も規制対象であるとしている中で、規制対象範囲が大幅に拡大され、税関での権限が拡大されたという見方もできる。

報道によれば「中国商務部と税関当局は、当初の規制リストに含まれていない製品についても、追加の検査や第三者による化学試験・分析を要求し始めている」「『磁石』などの機微な単語が1つでも含まれていると、税関は通関を許可せず、検査が開始され、その検査には1、2か月かかる」「レアアース及び関連磁石の輸出許可を取得した一部の企業が、税関当局の新たな化学検査・分析要件により追加の遅延に直面している」(FT2025.6.30)とされている。

さらに、レアアースに関係しない製品について、「チタン棒やジルコニウム管も通関が滞っている。実際の規制対象品はチタン粉末である。当社の棒や管は規制リストに載っていないが、それでも通関が認められていない。」(FT2025.6.30)というように、磁石以外の製品にも税関検査の動きが波及しているように見受けられる。

②複合的な措置によるレアアース管理・規制の強化の動き

レアアース管理は輸出管理法令含め、以下のような様々な措置を複合的に実施することで、国内外における管理を厳格化し、その優位性を強化、維持する動きが見受けられる。

※以下、直近の情報から順に説明するが、1. 及び 2. は報道による情報で、3.~5. は中国政府が公表しているものである。

1. 従業員名簿の提出の要求（レアアース専門家の行動監視・機密情報の漏洩防止）

中国政府は自国のレアアース企業に対し、技術的知見を持つ従業員のリストを政府に提出するよう指示したとされている。経済的な武器であるレアアース管理をより強化し、世界的なその優位性を維持しようとする動きである。(以下 WSJ2025.6.26)

- ・中国は自国のレアアース（希土類）企業に対し、技術的知見を持つ従業員のリストを政府に提出するよう指示した。外国への機密情報の漏えいを防ぐのが狙いだ。
- ・事情に詳しい複数の関係者によると、中国商務省はこのところ中国国内を拠点とするレアアース企業に対し、専門家の具体的な専門分野、学歴、研究歴、個人情報などをまとめた従業員のリストを要求した。
- ・目的は中国人のレアアース専門家についての正式な名簿を作成し、行動を監視して海外渡航や機密情報の漏えいを防ぐことだ。レアアースの加工といった川上部門に携わる従業員と、加工した鉱物でレアアース磁石を製造する川下部門の従業員が対象となる。
- ・関係者の1人によれば、中国企業の専門家の中には、無断で渡航できないように勤め先または地方当局からパスポートの提出を求められた人もいる。政府職員と国有企業従業員も以前から渡航文書の提出や渡航承認申請を義務付けられており、それと同様の措置だ。
- ・中国は世界最大のレアアース採掘・加工国で、世界のレアアース磁石の約9割を生産している。同国は長年にわたりレアアース磁石を低

コストで生産してきたため、他国の企業が競争することはほぼ不可能だった。だが中国が4月にレアアースとレアアース磁石の輸出規制を導入したため、米国やフランスでレアアース産業育成への機運が高まっている。これらの国にはレアアース生産技術の専門知識が不足している。レアアースの加工には化学的性質の似た多くの元素が混在する原材料から個々のレアアース元素を丹念に分離するという作業が伴う。一方、中国の設備とプロセスはトップクラスとされる。

2. 機密情報の要求（知的財産の盗用懸念も）

レアアース規制における輸出許可申請の一環で、機微な情報を要求する懸念が生じている。報道によれば、中国商務部は「重要鉱物及び磁石の輸出許可手続きの一環として、生産の詳細や顧客の機密リストの提出を求めている」(中国の輸出管理弁護士は)商務部が頻繁に「エンドユーザーの生産と運営、プロセスフロー」に関する情報を要求していると述べた」(FT2025.6.12)としている。中国当局の輸出許可に関するホームページでは、輸出許可申請に際し、申請書、輸出契約書、輸出製品の技術的説明書、最終需要者の用途証明書、最終需要者や輸入者の情報等の一般的な書類が列記されている。他方で、3月28日に公表されたガイドラインでは「最終需要者や輸入者の情報」として様々な情報を求めることも想定した形となっている。

■ CISTEC 解説（2025.4.2）

中国両用品目輸出許可申請表作成ガイドラインの公表等について

- 輸出許可申請の際の記入要領・品目別の質問を含む66のQ & Aを掲載
- 鉱物資源を含有、使用した関連製品は「国の安全・利益に危害を及ぼす」等の状況の場合は両用品該当との記載

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250402.pdf

具体的には、「法人、設立日、事業範囲、資産規模、従業員数、企業ウェブサイト、主要製品などの情報」が含まれるが、これらに限定されないとして、

「実際の生産現場や製品の写真も提供できる」としている。実際に「フィレンツェ近郊の工場でコンサート用スピーカーを製造しているイタリアのB&C Speakersのサプライチェーンディレクター、アンドレア・プラテシ氏は、「彼らは本当に多くのことを要求してくる」と語る。同社は生産ラインの写真と動画、市場に関する情報、顧客名、顧客注文の一部（名前をぼかしたもの）を提出した」(FT2025.6.12)としている。また、「イギリスを拠点とするマグネット・アプリケーションズ社の製品マネージャー、マシュー・スワロー氏は、4月に「最終ユーザー証拠の不足」を理由に複数の却下をされた。「現在は、製造中のマグネットの写真、最終的な用途の詳細、最終ユーザーの顧客情報など、その他の詳細を提供している」と彼は述べ、これにより複数の輸出許可を取得できたと説明した」(FT2025.6.12)としている。このように様々な情報を輸出許可申請の一環として要求し、これらの情報が提供されない限り輸出が許可されないという事もあり得る。レアアースを経済的な武器として使われ、その輸出許可を得るために、やむを得ず機密情報を提供せざるを得なくなる懸念もある。これらの詳細な情報提供要求に関し、上記の「スワロー氏は、顧客の特定に関する「懸念は確かに存在する」と述べた。彼は、顧客に対し、申請書にトレードシークレットや知的財産権に関する情報を含まないよう助言していると述べた。申請書は通常、中国のサプライヤーが顧客の代理で現地の商務局に提出するため、トレードシークレットやビジネスパートナーに関する盗用懸念が浮上している」(FT2025.6.12)としている。

3. レアアース製品の追跡管理システムが稼働

2024年6月に中国国務院はレアアースの採掘から精練・分離、加工、流通、輸出入を含めたサプライチェーンに適用されるレアアース管理条例を制定している。

■ CISTEC 解説（2024.7.4）

中国国務院によるレアアース管理条例の制定について

- レアアース製品の全プロセスを追跡管理するシステムを構築し、国内レアアース産業全体を厳格な管理下に

一輸出入に関しては関連法規の規定を遵守する旨を規定

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20240704.pdf>

その中で、第 14 条において「国家によるトレーサビリティシステムの構築等」があり、国務院は商務部や税関等と共同で、トレーサビリティシステムを構築し、レアアース関連事業者は、同システムに製品のフロー情報を入力しなければならない（違反した場合、是正や罰金）。

これに関し、報道（以下ロイター2025.6.5）によれば、その運用が開始されたようである（後述のとおり、本年 2 月にこれに関連する意見公募が行われているが、これが制定されたかどうかの情報は現状見受けられない。）。

- ・ 全国追跡システムは先週から運用が始まり、生産者は取引量や顧客名などの追加情報をオンラインで提出するよう義務付けられているという。
- ・ 中国は昨年 6 月、レアアース製品の情報追跡システムを構築する計画を公表したが、関係筋によると、先週まで実行に移されていない。
- ・ 今回の管理強化の動きは、レアアースや関連磁石に対する中国の輸出規制が恒久的な枠組みとなる可能性を示唆している。
- ・ シンガポールに拠点を置くエッジ・リサーチの創業者ティム・チャン氏は「われわれは現時点で、中国がレアアースの輸出管理メカニズムを継続すると想定している。同国にとって手放せない切り札だからだ」と語った。
- ・ 別の関係者は、磁石だけでなくレアアースの生産チェーン全体を追跡し、同セクターへの管理を強化し、密輸や違法採掘、脱税を取り締まることが中国の長期目標だと述べた。

本年 2 月に、レアアース採掘・レアアース製錬分離総量規制管理弁法（暫定）及びレアアース製品情報トレーサビリティ管理弁法（暫定）の意見公募が公表されていた（2 月 19 日～3 月 21 日）。後者では、トレーサビリティ情報として、「製品名称、製品種

類、製品ロット番号、生産または販売する製品の数量、製品規格、製品を生産または販売する時間、製品の購入対象、製品の販売対象、製品の専用伝票、製品の輸出許可、製品の在庫等を含むが、これらに限定されない」とされており、国内販売のみならず、輸出の許可に関する情報も含まれている。また、レアアース関連企業は「レアアース製品情報トレーサビリティ管理の実施に必要な設備・施設および人員等の条件を配備し、レアアース製品のフロー情報をありのままに記録し、毎月 10 日までに基礎的指標データをレアアーストレーサビリティシステムに入力し、データの真実性、精確性、保全性を確保しなければならない」とされ、これに違反した場合には罰則が適用される形となっている。

さらに、監督管理として、レアアース関連企業の自主検査に加え、県級以上の当局は、管轄区内のレアアース企業のトレーサビリティ管理要求の実施状況に対する監督管理を強化し、不定期に行政検査を実施する義務が課されている。

4. レアアース抽出・分離技術等の技術規制の導入

2023 年 12 月 21 日、「輸出禁止・輸出制限技術リスト」を改正し、レアアース磁石の製造技術その他のハイテク技術品目等の輸出を禁止・制限している。レアアース磁石（サマリウムコバルト磁石、ネオジウム・鉄・ホウ素磁石、セリウム磁石）の製造技術の提供を禁止し、レアアースの採掘や精錬等の技術の提供を制限することでレアアース関連技術を囲い込み優位性を確保している。

■ CISTEC 解説（2023.12.26／第 2 版 2024.2.28）
中国における「輸出禁止・輸出制限技術リスト」の施行について（第 2 版）
（レアアース磁石等の製造技術の輸出規制）－リスト全訳付き－
<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20231226.pdf>

5. レアアース輸出報告制度

2023 年 11 月にレアアースの輸出に際し、輸出業者に種類や輸出先等の報告を義務付ける制度を創設している（2025 年 10 月 31 日までの時限措置）。

■ CISTEC 解説（2023.11.9）

中国商務部によるレアアース 73 項目の輸出報告の義務化について

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20231109.pdf>

以上

中華人民共和国海関（税関）総署

公告

（両用品目輸出管理における海関（税関）の質疑関連事項についての公告）

2025 年第 123 号¹

両用品目輸出管理における海関（税関）の質疑業務をより一層最適化するため、《中華人民共和国海関法》《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》等の規定に基づき、今ここに関連事項について以下の通り公告する：

一、輸出貨物の荷主が国家輸出管制管理部門の発行した許可証を海関（税関）に提出して検査を受けておらず、輸出貨物が両用品目の輸出管理の範囲に属す可能性のあることを示す証拠を海関（海関）が持っている場合、輸出貨物の荷主に対して質疑を行い、かつ《両用品目輸出管理海関質疑通知書》（付属文書 1）を発行しなければならない。

二、輸出貨物の荷主は《両用品目輸出管理海関質疑通知書》を受領後 7 営業日以内に、要求に従って以下の資料を提出しなければならない。資料は公印を押し、かつ真実性について責任を負わなければならない。

- （一）書面の税関申告書；
- （二）輸出貨物の契約書；
- （三）状況説明書（貨物の性能指標、主な用途および輸出管理の範囲に該当しないと考える理由等を明記したもの）；
- （四）検査試験報告書等の関連技術資料；
- （五）監督管理の必要に基づいて、海関（税関）が提出を求めるその他の資料。

資料が外国語の場合、さらに中国語翻訳文を提出しなければならない。

三、輸出貨物の荷主が提出した資料を受領後、海関（税関）は法に従って判定を行う、または組織鑑別²を提起し、以下の状況に基づいてそれぞれ法に従って処理し、かつ《両用品目輸出管理海関質疑 / 組織鑑別結果告知書》（付属文書 2）を発行する。

- （一）両用品目許可証の手続きは不要と判定した場合、企業に後続の手続きを行うよう通知する。
- （二）両用品目許可証の手続きが必要と判定した場合、輸出貨物の通関を許可せず、規定に従って処理する。
- （三）両用品目に該当するか否かを判定できない場合、国家輸出管制管理部門に鑑別申請を行い、かつ鑑別結論に基づいて法に従って処理する。

四、鑑別または質疑の期間、海関（税関）は関連する輸出貨物の通関を許可しない。

¹（訳者注）「海关总署公告 2025 年第 123 号（关于两用物项出口管制海关质疑有关事项的公告）」（中華人民共和国海関総署サイト 政務公開・最新文件 2025 年 6 月 16 日）<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/6577952/index.html>

²（訳者注）ここに言う「組織鑑別」とは、商務部の関連鑑別部門が、貨物の申告情報、関連書類および製品特性などを総合的に検討し、輸出貨物が管理の対象となる可能性があるか否かを評価することと解釈されている。（呉欣潼「两用物项出口管制中的鉴定与组织鉴别问题」（微信・蘭迪関税爭議与進出口合規 2025 年 3 月 19 日）

https://mp.weixin.qq.com/s?__biz=Mzg2MDY3ODc1Nw==&mid=2247499368&idx=2&sn=6872e308be81ba595b80a9cdc21f200d

特にここに公告する。

付属文書：

1. 両用品目輸出管理海関質疑通知書 .docx
2. 両用品目輸出管理海関質疑組織鑑別結果告知書 / 組織鑑別結果告知書 .docx

海関（税関）総署
2025 年 6 月 16 日

付属文書 1

両用品目輸出管理海関質疑通知書

番号：

海関〔 年〕 号

輸出港		通関申告書番号	
申告税関		申告期日	
国内荷主/生産 販売団体		国外荷受人	
商品名称		商品番号	
規格型番		仕向国（地域）	

（公司/団体）：_____

審査/検査の結果、海関（税関）は貴社/貴団体が____年____月____日に申告した_____（通関申告書番号/その他の伝票番号）の_____（輸出港）から_____（国/地域）に輸出/出国する_____（商品名称）について、海関（税関）が現有資料に基づいて輸出管理の範囲に該当するか否かを判定できないと判断し、《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》の関連規定に基づいて、今ここに法に従って貴社/貴団体に質疑を行うこととした。貴社/団体は本通知書を受領した日より7営業日以内に以下の書類を提出してください：

☐ 書面の税関申告書

☐ 輸出貨物の契約書

☐ 状況説明書（貨物の性能指標、主な用途および輸出管理の範囲に該当しないと考える理由等を明記したもの）

☐ 検査試験報告書等の関連技術資料

☐ 海関（税関）が提出を求めるその他の資料

資料が外国語の場合、さらに中国語翻訳文を提出しなければならない。

質疑の期間、海関（税関）は関連する輸出貨物の通関を許可しない・

_____ 海関（税関）
年 月 日（押印）

受送達者（署名）：_____ 年 月 日

一枚目：企業が保存 二枚目：海関（税関）が保存

付属文書 2

両用品目輸出管理海関質疑/組織鑑別結果告知書

番号： 海関（税関）〔 年〕 号

_____ 公司/単位：

貴社/貴団体が_____年__月__日に海関（税関）に申告した_____（商品名称）（通関申告書番号/その他の伝票番号_____）は、両用品目に該当する/しないので、以下の要求に従って手続きを進めなければならない。

☐ 当該品目は両用品目許可証の手続きは不要で、後続の手続きを行うことができる。

☐ 当該品目は両用品目許可証の手続きが必要で、輸出貨物は通関を許可せず、かつ関連規定に従って処理する。

☐ その他の状況：_____。

本文書は一式 2 部で、1 部は企業に送付し、1 部は資料として保存する。告知書送付の日から 5 営業日以内に受送達者は陳述・弁明権を行使することができ、期限を過ぎた場合はこの権利を放棄したものとみなす。受送達者が陳述・弁明の権利を放棄する、または陳述・弁明する考えがない場合、受送達者の欄に“私は陳述・弁明の権利を放棄します”または“私は陳述・弁明の考えがありません”と書き込んで署名する。

_____ 海関（税関）（押印）

年 月 日

受送達人（署名捺印）：

年 月 日

一枚目：企業が保存 二枚目：海関（税関）が保存